



平成 23 年 10 月 13 日

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟
会長 市木 雅之



東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162

日本公認会計士協会の税理士法改正案反対署名運動に対する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴会が平成 23 年 6 月 30 日に公表した同年 4 月 21 日付の税理士法改正特別委員会による「税理士法改正に関する意見（案）」において、『税理士になる公認会計士については、税法に属する科目のうち税理士試験において必須科目である所得税法又は法人税法のいずれか 1 科目の合格が必要である』との内容を含んだ税理士法改正案が提案されていることに対して、日本公認会計士協会（以下「協会」という）は、『公認会計士は改めて試験を受けることなく税理士となることが適当である』『我が国租税制度の発展に寄与してきた公認会計士を否定するものであるとともに、我が国租税制度を支えてきた税務サービスの提供者に無用の障壁を設け、納税者の税務サービス提供者選択の自由を奪うという国民経済活動の利便性を損なうものである』と主張し、協会の会員に対して平成 23 年 8 月 12 日より反対署名運動を展開しております。

この反対署名運動について、大手監査法人では、ほぼ全員の社員・職員（JICPA 会員・準会員）の署名を集めることとされており、また、協会ではコールセンターを設置し、まだ署名用紙を未提出の会員・準会員に対して、個別に署名への協力依頼を行うことも検討しているとのことです。

当連盟は、この協会の主張は、明らかに国民の立場に立った観点からのものではなく、自らの既得権益を守らんが為の詭弁であり、その署名用紙裏面に記載されている「反対理由の主旨」に関しても事実誤認に基づく主張であると考えております。

今後、協会はこの署名をもとに税理士法改正反対運動を展開するものと思われませんが、たとえ誤った反対理由であったとしても、それを振りかざした運動が行われると、あたかもその反対理由が真実であるかのような誤解を国民や国会議員等に加え、税理士法改正に少なからず悪影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで当連盟は、貴会におかれましてはこの問題に対して断固とした対応をとられるべく下記要望をします。

1. 要望事項

・協会の行う反対署名運動に対する対処方法（貴会として税理士法改正に向けた署名活動を行う等）を検討のうえ、協会の署名用紙に記載されている税理士法改正案反対理由についての貴会の見解を示し、税理士会員はもとより広く国民、国会議員、関係機関等に周知していただきたい。

2. 当連盟の見解

我々は、協会の税理士法改正案反対理由の主旨は事実誤認に基づく間違った主張であると考えております。

以下、協会の主張する反対理由の趣旨 1 から 5 につき当連盟の見解を記載します。

○ 1. 『税理士法改正は国益を損なう』についての反論

協会は、『税務サービス提供者に障壁を設けることになる』と主張するが、公認会計士が税理士業務を行うに当たっての資質を公認会計士試験によって十分に担保されているとするならば、税理士試験に合格することなどは障壁になりえず、逆に障壁となるほど高いハードルなのであれば、その資質自体に問題があると考えられ、改正案による「所得税法又は法人税法のいずれか1科目の合格だけで公認会計士に税理士資格を付与すること」にすら問題が生じる。

また、『税務サービス提供者選択の自由を奪う』と主張するが、租税は国民の財産権と密接に関係するため、税理士業務を行う者については「能力担保が十分に図られた者」という限定された者であらねばならず、その中で納税者による選択が行われることが大前提である。

その能力担保が図られてない状況下では、かえって国民の利益を損なうものとなる。現在の税理士の数や能力の多様性からしても十分に選択の自由は確保されており、国民の経済活動の利便性や国益が損なわれることなどない。

○ 2. 『税理士法改正の必然性・必要性がない』についての反論

協会は、『公認会計士は企業の国際税務、企業再編成税制、連結納税制度などの専門分野でも我が国の租税実務を支えている』と主張するが、これは公認会計士が所属している監査法人のクライアントの多くが上場会社等の法定監査が適用される大規模な企業であることから、「結果として大手監査法人系の税理士法人が当該業務を行う機会が多い」ことをと

らえての主張であると思われる。

しかし、そのような税理士法人には公認会計士の資格でもって税理士資格を有している者だけではなく、税理士試験合格者も多数在籍しているのも事実であり、決して公認会計士のみがこれらの専門分野を支えているわけではない。

従って、この改正により我が国の租税制度の整備・発展に対して支障が生じることなどない。

○ 3. 『海外の投資家の疑問<日本の財務諸表は十分に監査されているのか?>を招く』についての反論

税理士法改正について海外の投資家がどのように判断するのかということと、税理士としての資質があるか否かとはまったく次元の異なる話であり、財産権という国民の最も重要な部分と大きく関わる税理士制度がこのような理由から影響を受けるべきものではない。

仮に、協会が主張するように海外からの投資活動に対する影響があるとするならば、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第14号「専門家の業務の利用」に基づき、情報処理技術者や不動産鑑定士等の「専門家」の定義に、税務に関する専門家として税理士を含めて、税理士を「専門家」として監査において運用することで対応可能であり、合理的である。

この対応方法により、日本の公認会計士の作成した監査証明の品質に疑問がもたれることなどない。

○ 4. 『公認会計士が税務に関する十分な知識を有していることは、既に現行税理士法でも確認されている』についての反論

協会は、公認会計士は『昭和26年の税理士法制定要綱に基づき、難関の公認会計士試験さらに最終試験である修了考査の2回の試験で「租税法」が課せられている。また公認会計士資格を得るために必須の実務補習では法人税はもとより所得税、相続税等のカリキュラムが課せられている』と主張するが、公認会計士の資格取得制度は、あくまでも「監査の専門家」としての資質の検証を目的として制度設計されており、税務の位置付けは、監査を行うために必要な知識を習得するための範囲にとどまるものであって、その習得のための投入時間も絶対的に少ないと言わざるをえない。結果、税理士としての資質を検証するために制度設計されている税理士の資格取得制度に比して税務に関する知識の習熟度が明らかに低く、これを同等と扱うことはできない。

従って、現行の公認会計士資格を得るための制度では、税理士として必要とされる税務に関する十分な知識を有していることが検証されているとはいえない。

なお、昭和26年「税理士法案の基本方針及び要綱」において、公認会計士試験科目に租

税法を加えることとされたのは、税理士の資格者に公認会計士を含めるため、同要綱に「付記」することが要請されたものであり、これをもって『公認会計士が税に関する十分な知識を要していることが、現行制度上明確である』との主張にはつながらない。

○ 5. 『公認会計士は当然にその資格で税理士となれる』についての反論

まず、協会は、『税理士制度創設時（昭和 26 年）より、公認会計士と弁護士はその資格のまま税理士となることが適当とされている』と主張するが、税理士法制定当時においては、税理士制度の黎明期でありシャープ勧告が意図する真に納税者の代理人となりうる職業群が存在していなかったため、当時としてはある一定数の人数を確保するために、ただ単に先行して創設されていた公認会計士に対して税理士資格を付与せざるを負えなかったという背景があったと考えられる。また、税法に関しても昭和 26 年当時と現在とを比較すると複雑化、高度化しており、約 60 年前当時の状況をもって、現在における資質の適否を判断するのは明らかに不合理である。

次に、協会は、平成 20 年規制改革会議への財務省の回答の中から『公認会計士は、…その学識等からみて税理士業務を十分行い得ると認められることから、税理士資格が付与されている』という記述を部分引用してその主張の根拠としているが、これは国税庁を所管する財務省が税務職員への税理士資格付与のことも踏まえて回答したものであり、この回答をもって単純に公認会計士が税理士としての資質が十分あるかどうかの根拠となりえるものではない。

さらに、協会は、『税務は会計の領域内にあり不可分の関係にある。そこでドイツ、韓国においても公認会計士はその資格の下で税務ができることとされている』と主張するが、税理士業務における税務の中には、会計知識が前提となるものだけでなく、資産税業務等の会計知識が必要とされないものも含めた、より広範囲の税務知識が必要とされており、会計知識が必要とされる税務のみでは税理士業務を十分に行いえるものではない。従って、税務が対象とする領域は会計知識を必要とする領域に限定されるものではなく、税務が会計の領域内にあるという認識自体が事実誤認である。

また、ドイツ、韓国では公認会計士はその資格の下で税務を行っているが、租税制度とそれに関連する税理士制度は各国それぞれの事情や国民性を考慮し、それぞれの国に合致した制度にすべきであり、国情等の異なる他の国が行っていることがすべて我が国に合致するものではない。

以上

<添付資料>

- ・協会が会員向けに配布している「税理士法改正案反対署名用紙」

“公認会計士は税理士試験に
合格しないと税理士登録できない”とする

税理士法改正案^(*)に反対する。

(裏面反対理由の主旨)

1. 税理士法改正は国益を損なう。税務サービス提供者に障壁を設けることは、納税者の税務サービス提供者選択の自由を奪うことになり、税理士法改正は、国民の経済活動の利便性と国益を損なうことになる。(裏面財務省公式回答)
2. 公認会計士に税理士試験を受験させる必然性・必要性は全くない。試験免除者等と比べて著しく不公正な条件を課す考えは、税理士とともに我が国租税制度の発展に寄与してきた公認会計士を全面否定するものである。
3. 日本の財務諸表は十分に監査されているのか?との海外の投資家の疑問を招く。海外では公認会計士は税務ができるのが常識。税理士法改正が実施されれば日本の公認会計士の作成した監査証明はその品質に疑問がもたれ、海外からの投資活動に影響を与える可能性が生じる。
4. 公認会計士が税務に関する十分な知識を有していることは既に現行税理士法でも確認されている。昭和26年の税理士法の制定要綱に基づき、公認会計士試験、最終終了考査の2回とも「租税法」が課せられている。
5. 昭和26年当初より、公認会計士と弁護士はその資格で税理士となることが適当とされてきている。財務省の公式回答(裏面参照)からも明らかである。税務は会計の領域内にあり不可分の関係にある。そこで税理士制度のあるドイツ、韓国においても公認会計士はその資格の下で税務業務ができる。

公認会計士の租税知識とその経験・実績、並びに我が国租税制度の整備発展への貢献は明らかであり、また我が国の置かれた状況を鑑みるに、ややもすれば単なる業際問題と取られかねない税理士法の改正は、明らかに国益を損なうものであり、断固反対するものである。

(地域会 会)(登録番号)

平成23年 月 日 氏名 _____

(*)日本税理士会連合会の主張する税理士法改正案

< 反対理由 >

1. 税理士法改正は国益を損なう

平成20年度規制改革会議への財務省の回答では、「(税理士として)弁護士、公認会計士……の経験・専門性を社会的に活用することは、国家にとっても有益なことであり、国民生活の利便性の向上につながると考えられる」と述べている。にもかかわらず、税理士法改正案では税務サービス提供者に障壁を設けることとしており、これは納税者の税務サービス提供者選択の自由を奪うことになり、国民の経済活動の利便性を損なうことになる。

2. 税理士法改正の必然性・必要性がない

今後税理士法を改正してまで、公認会計士に税理士試験を受験させなければならない必然性・必要性は全くない。公認会計士は企業の国際税務、企業再編成税制、連結納税制度などの専門分野でも我が国の租税実務を支えており、改正案の内容は我が国租税制度の発展に寄与してきた公認会計士を全面否定するものである。我が国の租税制度の整備発展に多大な貢献をしてきた公認会計士が税理士登録を行うに際して、試験免除者等といった他のルートからの登録者と比して著しく不公正な条件を課されることは、今後我が国の租税制度の整備・発展に対して支障をきたすことは明白である。

3. 海外の投資家の疑問<日本の財務諸表は十分に監査されているのか?>を招く

主要先進国で公認会計士がその資格で税務業務ができないのは日本だけである。仮にその上、公認会計士が税理士試験を受験しなければならないことになると、「外部監査人は当然税務を知っている」という海外投資家の信頼の根幹が日本市場に限り無いものとなる。その結果、日本の公認会計士の作成した監査証明はその品質に疑問がもたれ、海外からの投資活動に影響を与える可能性が生じる。

4. 公認会計士が税務に関する十分な知識を有していることは、既に現行税理士法でも確認されている

昭和26年の税理士法制定要綱に基づき、関連の公認会計士試験さらに最終試験である修了審査の2回の試験で「租税法」が課せられている。また公認会計士資格を得るために必須の実務補習では法人税はもとより所得税、相続税等のカリキュラムが課せられている。公認会計士が税に関する十分な知識を擁していることは、現行制度上明確である。

5. 公認会計士は当然にその資格で税理士となる

税理士制度創設時(昭和26年)より、公認会計士と弁護士はその資格のまま税理士となるのが適当とされている。平成20年度規制改革会議への財務省の回答においてなお、「公認会計士は、……その学識等からみて税理士業務を十分行い得ると認められることから、税理士資格が付与されている」とされ定着している見解である。税務は会計の領域内にあり不可分の関係にある。そこで、税理士制度のあるドイツ、韓国においても公認会計士はその資格の下で税務業務ができることとされている。

【参考】平成20年度規制改革会議への財務省・国税庁の回答(平成20年7月28日)

(略) 弁護士、公認会計士に対する資格付与制度や税務職員などに対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考えられる。公認会計士については、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明を行うことを業としており、財務書類は法人税などの税務計算の基盤となるものであること、公認会計士となるためには、租税に関する実務能力等が必要であることなど、その学識等からみて税理士業務を十分行い得ると認められることから、税理士資格が付与されているところである。(略) 近年、税制改正等により納税義務者が増加する中で、納税者を援助する税理士が、適正申告に果たす役割は益々大きくなってきているところ、無償強占という公的資格の強い税理士資格にあって、弁護士、公認会計士及び一定の職業事務に相当年数以上従事した者の経験・専門性を社会的に活用することは、国家にとっても有益なことであり、国民生活の利便性の向上につながると考えられる。